第二節　沖縄電力株式会社の特定小売供給約款に係る届出料金の算定

（届出料金に関する準用）

第四十一条　第二条第一項及び第二項、第三条から第五条まで並びに第二十四条から第三十六条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を変更しようとする沖縄電力が、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一項	原価等	届出原価等
第二条第二項	四月一日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあっては、前項で定める原価等は、事業年度ごとに	前項で定める届出原価等は、
	額（以下「期間原価等」という。）	額
第三条第一項	様式第一第一表及び様式第二第一表	様式第一第一表
	営業費総括表及び営業費明細表	営業費総括表
第三条第二項	別表第一第一表により分類し、それぞれ	それぞれ
第四条第一項	第三表並びに様式第二第二表から第四表まで	第三表
	事業報酬総括表、事業報酬明細表及び一般送配電事業等に係る事業報酬明細表	事業報酬総括表
第四条第二項及び第三項	別表第一第一表により分類し、第一号	第一号
第四条第四項	別表第一第二表により分類し、それぞれ	それぞれ
第五条第一項	様式第一第四表及び様式第二第五表	様式第一第四表
	控除収益総括表及び控除収益明細表	控除収益総括表
第五条第二項	別表第一第一表により分類し、実績値	実績値

2　沖縄電力は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を期間原価等項目のうちの一部の期間原価等項目の変動額を基に変更しようとする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。ただし、当該変動額の合計額が零を上回る場合にあっては、その算定をすることができない。

3　第二条第一項及び第二項、第三条から第五条まで並びに第二十四条から第三十六条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一項	必要である	変動する
	原価等	届出原価等
第二条第二項	四月一日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあっては、前項で定める原価等	前項で定める届出原価等

事業年度ごとに次条		次条
額（以下「期間原価等」という。）		額
営業費項目		変分営業費項目
第三条第一項及び第二項並びに第四条第四項第五号		
第三条第一項	法人税等	法人税等のうち額が変動するもの
	様式第一第一表及び様式第二第一表	様式第一第一表
	営業費総括表及び営業費明細表	営業費総括表
第三条第二項	別表第一第一表により分類し、それぞれ	それぞれ
	算定した額	算定した変動額
第三条第二項第一号、第三号、第四号及び第六号から第十一号まで、第四条第三項第一号及び第三号から第六号まで、第五条第二項、並びに第三十四条第二号		
第三条第二項第二号及び第四条第四項第二号	得た額	得た変動額
第三条第二項第五号及び第四条第三項第二号	額	変動額
第四条第一項	第三表並びに様式第二第二表から第四表まで	第三表
	事業報酬総括表、事業報酬明細表及び一般送配電事業等に係る事業報酬明細表	事業報酬総括表
第四条第二項及び第三項	別表第一第一表により分類し、第一号	第一号
第四条第二項第一号	繰延償却資産	繰延償却資産のうち額が変動するもの
第四条第二項から第四項まで	レートベース	変分レートベース
第四条第四項	別表第一第二表により分類し、それぞれ	それぞれ
第四条第四項第五号	法人税等	法人税等のうち額が変動するものの変動額
第四条第四項第五号、第五条第一項及び第二項	控除収益項目	変分控除収益項目
第五条第一項	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分のうち額が変動するもの